

2港総総第2690号
令和3年1月29日

港区議会みなと政策会議

七戸	じゅん	様
阿部	浩子	様
なかまえ	由紀	様
杉浦	のりお	様
清家	あい	様
横尾	俊成	様
兵藤	ゆうこ	様
山野井	つよし	様
榎本	あゆみ	様
石渡	ゆきこ	様

港区長 武井雅昭

令和3年度予算編成に対する要望書について（回答）

令和2年9月7日付け令和3年度予算編成に対する要望書について、別紙のとおり回答します。

1、歳入

1)「新型コロナウイルス対策」の備えを

令和元年度の基金残高は、251億円の積立てと56億円の取り崩しを行なった結果、基金残高が前年度比196億円増の1800億円となり、過去最高額を更新しています。

最も多いものは、令和4年度までに基金残高1000億円の確保を目標としている「震災復興基金」で、760億8516万円となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、税収の落ち込みがリーマンショックを凌ぐほど甚大になることが予測される一方で、今後も、ウイルス感染拡大が続き、様々な社会の混乱、生活の困窮に対し、自治体の支援が求められる場面が続くことが予想されます。

東京都はすでに、新型コロナウイルス対策のため9345億円あった財政調整基金の95%を取り崩しており、今後は、区独自で支援策を講じなければならない局面も増えてくると思われます。「新型コロナウイルス対策」への万全の備えが必要です。

将来世代への負担となる区債に頼ることなく、今ある潤沢な基金に優先順位をつけ、必要なところには積極的な活用を図ってください。特に、「震災復興基金」については、「新型コロナウイルス」自体が未曾有の災害のようなものでもあるので、今ある危機にしっかり対応できるよう基金のあり方を整理してください。

新型コロナウイルス感染症を受け、特別区民税収入は減収となる見込みです。一方で、今回の感染症の影響からの回復への対応を最優先に、オンライン、キャッシュレス決済の拡充など新たな時代に対応した区民サービスへの転換に取り組む必要があります。

区は、今後の減収局面においても、子育て王国基金や障害者福祉推進基金など、これまで計画的に積み立ててきた基金を有効に活用し、現在の区民サービスの質を維持し、安定的に提供してまいります。

さらに、震災復興基金については、活用対象を見直し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等の感染拡大による危機に対応するため、条例の一部を改正いたしました。PCR検査の実施や中小企業者への特別融資あっせんなど、今回の感染症対策に積極的に取り組んでまいります。

2、総務費

1) コロナ禍を経て、港区の将来予測と区長の施政方針を区民に示すとともに、区の組織再編を

民間企業の動向や人々の意識が変わることで、人口予測、税収予測等、区の将来予測に大きな変更が見込まれます。政策創造研究所で新たな将来予測を行うとともに、区長の施政方針を早期に示していただきたいです。あわせて支所と支援部のあり方や分掌事務の見直しなど、区のスリム化と効率化を図るべきです。

区は令和2年5月以降、人口減少傾向が明らかになったことを受け、同年10月1日を基準日とする人口推計を行い、今年度策定する港区基本計画等に今後の人口動態の予測を踏まえた施策を盛り込んでおります。

また、区の組織や分掌事務については、毎年度策定する執行体制改善基本方針に基づき、総合支所を中心とする簡素で効率的な区政運営の確保に向けて、組織のスクラップ・アンド・ビルドを基本に不断の見直しを行っております。

これと合わせて、事務事業評価の効果的な実施による事業のスクラップ・アンド・ビルドや行政手続のオンライン化等を強力に推進することにより、組織と事業のスリム化、効率化に取り組んでまいります。

2) 港区版「ふるさと納税」を“地域支え合い”の仕掛けに

港区版「ふるさと納税」の寄付項目に、「新型コロナウイルス対策」や「給付型奨学金」が加わることになりました。

「新型コロナウイルス対策」については、多くの地元の企業などが、区内の保育園や高齢者施設に対し、不足するマスクや消毒用品を寄付してくださり、地域を支え合おうという気持ちに大変勇気づけられました。

みなが大変な時だからこそ、こうした「寄付」の機運が高まり、それが地域のつながりを強めていくような仕組みや仕掛けを拡充していただきたいです。

区は、寄付を通じた活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進することを目的に港区版ふるさと納税制度を開始し、改善を進めてまいりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした助け合いの気運の高まりを受け、寄付の活用先に「新型コロナウイルス感染症対策への取組」を追加しましたが、寄付の実績は昨年度年間実績を超えており、人と人、人と地域のつながりを目指す地域共生社会の実現を、寄付を通じ推進していると考えております。

引き続き、より多くの方に応援いただけるよう、取り組んでまいります。

3) デジタルトランスフォーメーションを推進し、カスタマーサービスデザインを強化すべき

コロナ禍で、行政のデジタル化が一層求められています。行政の全業務を見直し、デジタル化できるところは全てデジタルでも対応できるよう見直すべきです。

また、例えば、AI チャットやLINE でのプッシュ型情報発信が行われた場合、ごみの分別アプリは必要でしょうか？ カスタマーとしての区民の立場に立って、縦割りのサービスを統合し、一つの手段であらゆる情報を得ることができ、また手続きできる手段を確立するべきです。

区では、ICT等を活用し、誰もが来庁せずに、いつでもどこでも必要な行政手続等を行うことができる、より利便性の高い区役所を目指し、行政手続の原則オンライン化や使用料、手数料のキャッシュレス化を中心とした、行政のデジタル化を推進しております。令和4年度末までを集中取組期間として、あらゆる手続のオンライン化を目指すとともに、昨年12月から各地区総合支所区民課窓口での各種証明書発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入しており、令和3年度は取扱い件数が多い区有施設や区窓口のキャッシュレス化を推進します。

行政のデジタル化を進めるに当たっては、求める書類等の必要性や手続のしやすさといった利用者目線に立ち、オンラインでも窓口でも行政サービスを迅速に提供できる体制を整えて参ります。

4) テレワークを全ての職場で導入し、定着を

働き方改革推進のために進められてきたテレワークですが、コロナによる外出自粛要請の際には、全庁をあげてのテレワーク導入が進められ実現しました。課題の抽出や検証も大きく進んだものと思われまます。

これを生かし、テレワーク本来の目的である、「効率的で柔軟な働き方を可能とし、育児や介護との両立支援など、勤務時間に制約のある職員の能力活用やワークライフバランスの確保」に向けて、日頃の勤務体系の中でも「テレワーク」が定着し、日常化するよう、一歩進めていってほしいです。

多くの先進企業が、今回のコロナの経験から、オフィスを撤廃し、「テレワーク」を日常とする動きを進める中、役所も同様に進めていくことで、新たな社会ニーズへの気づきがあると思います。

職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、令和2年4月から本格実施したテレワークは、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、特例的に対象者や実施方法等を大幅に拡充し、全庁を挙げて職員の出勤抑制に取り組んでまいりました。

令和2年10月からは、この取組を契機として培った経験を生かした職員の新しい働き方を推進するため、本則では対象外としていた保育園、児童館等の職員をテレワークの対象者に加えるほか、これまで週2日としていた実施上限を育児や介護を行う職員等については、週4日までに拡大するなどして、全ての職場でより柔軟に活用できる制度としております。

また、令和2年11月からは、テレワーク時に区民や事業者との電話連絡に使用するスマートフォンを導入し、テレワークが実施しやすい環境を整えております。

今後は、テレワーク月間の実施を予定しており、各職場での実施を重ねることで、それぞれの業務に合わせたテレワークの定着化を図ってまいります。

5) コロナ対策を加味した避難所運営訓練の実施を

コロナ渦でも、地震等の災害は起こりえます。その際の避難所運営には、密を避けるなどのコロナ対策が必要です。港区において、コロナ渦での災害避難所運営マニュアルの作成をお願い致します。

また、コロナ対策を反映した訓練を各地で早急に実施するべきです。

現在港区では、避難所運営訓練が避難所ごとに行われていますが、図上訓練等、簡単なシミュレーションにとどまっている所が多いです。災害時に港区で混乱が発生し、災害関連死の方を少しでも減らすためにも、区でも宿泊型の訓練をより積極的に行うべきです。

災害関連死を減らし、快適に暮らせる避難所を整備するために、「スフィア基準」を避難所の基本として指導してください。

区では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し、各地区の地域防災協議会で、マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施しております。訓練を通しての地域防災協議会からのご意見や感染症対策の新しい知見があった段階等で、マニュアルの更新を行ってまいります。

宿泊型訓練は、避難所での生活を自身が体験できる実践的な訓練であり、これまでに筈小地区防災協議会、御田小地区防災協議会、白金小地域防災会、港南防災ネットワークなどの地域防災協議会で実施しております。引き続き、宿泊型訓練を含む、実践的な訓練を積極的に実施し、地域の防災力の向上を図ってまいります。

また、区は、スフィア基準を参考としながら避難所の環境改善に取り組んでおり、避難所運営訓練の実施に当たっても、避難者が安心して生活を送れる環境を確保することに十分に配慮する内容としてまいります。

6) オンライン防災訓練のさらなる実施を

コロナ渦で、総合防災訓練が中止となっています。コロナ災害と地震等災害が重なる事も懸念されています。港区は先日、防災課主催で防災士、関係者向けにオンラインで「防災研修」を開催しました。防災士の方から、「集合しなくても考えられる事は沢山ある、非常に勉強になった」と、企画して下さった防災課に対して感謝の声があがっていました。

今後もコロナ渦の中でも、地域の方々も一緒に参加できるオンラインの防災訓練の企画をお願い致します。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大勢の人を集めた防災訓練等を開催することは困難な状況です。

オンラインを活用した防災訓練等は、3つの密を回避することで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながるとともに、場所を問わずに、ご自宅や外出先からでも参加できるメリットがあります。

今回のオンライン講演会での参加者の意見を参考としながら、今後はより実践的な訓練への活用として、参加者が同時刻にそれぞれの場所で一斉に身を守る訓練を行う、いわゆる「シェイクアウト訓練」や、三角巾等を用いる複数会場での応急救護訓練など、オンラインによる防災訓練等の実施について検討してまいります。

7) ブラックアウト対策の充実を（継続）

災害応急対策の拠点となる本庁舎や各地区総合支所では、必要な電力を72時間以上供給することができる非常用電源装置を備えているとのことですが、少しでも長時間対応が可能となるよう非常用電源装置の分散備蓄と民間でも備蓄が進むよう対策をお願いします。

区は、避難所となる全ての施設に小型発電機を配備しており、令和元年度は、酷暑対策のための冷風機及び扇風機の配備に合わせて、発電機を追加配備し、必要な電源を確保したほか、スマートフォンの充電のための充電器も配備しました。

また、区民に向けては、高層住宅における共助の取組として、非常用電源の確保を働きかけており、防災組織に対する資器材助成制度においては、小型発

電機やマグネシウム空気電池を助成品目に加えております。

引き続き、区施設の電源確保とともに、家庭における停電対策の啓発や防災組織に対する電源確保の支援に取り組んでまいります。

8) 防災士の活用を（継続）

1000人を目指し資格取得を支援しており、現在900人近くの防災士が区内にいます。一人当たり6万円近くのコストがかかっており、それだけの経費をかけるからには取得後の活躍とセットで行うべきです。防災士の活用について明確な方策を早急に示してください。

区の支援制度を利用して、防災士の資格を取得された皆さんには、防災住民組織や地域防災協議会での活動のほか、地域における自助の防災対策の推進や共助体制の構築に取り組むなど、重要な役割を担っていただいております。

なお、令和元年度に防災士向けに実施した活動状況等に関するアンケート調査では、防災士としての活動が難しい理由として「多忙である」「機会がない」といった時間的制約を理由とする声がありました。一方、防災士の資格を活用している場面として「住民防災組織」や「地域防災協議会」「区と協定を締結している事業者」で知識等を還元しているという声がありました。

今後は、アンケート結果をもとに、防災士が置かれている状況を踏まえ、オンラインを活用した研修会の開催や、地域の防災訓練や防災関連のイベントへの橋渡しなど、育成した1,000名の防災士を実践の場で生かしていくための取組を推進してまいります。

9) 消防団の訓練場所の確保を（継続）

今後、開発等が行われる場合には、ぜひ消防団の意見を聞き、計画の中に予め訓練場所の確保を入れていただきたいです。開発の際には、例えば訓練場所の確保を地域のまちづくりに貢献する要件の一つに入れて誘導すること、また、公共施設の建設の際には、訓練できる場所や夜間照明の設置をあらかじめ設計に織り込んで欲しいと思います。

消防団の活動は、地域の防災力を向上させ、区民の安全を確保するために欠くことのできないものです。

消防団の訓練場所の確保は、東京消防庁が担っておりますが、区は、区立芝公園、区立港南緑水公園、みなとパーク芝浦に訓練場所を確保するとともに、区道を利用するなど、積極的に訓練場所の確保に努めております。

また、三田三・四丁目地区の再開発においても、開発事業者に対し、訓練場

所の確保の協力を求めてきました。さらに、三田台公園の改修に際しては、消防署からの要望をもとに、放水訓練が可能なスペースの確保を行いました。

今後も、消防団が活発に活動できるよう東京消防庁とも連携しながら、積極的に訓練場所の確保に努めてまいります。

10) ボランティア保険保険料負担制度の厳格化を（継続）

大きな災害が発生した際に、被災地をボランティア支援する区民を応援する制度として社協のボランティア保険を区民が無料で入れるようになっています。それ自体はありがたい制度なのですが、社協の窓口で名前、住所、電話番号を書くだけで、証明書の提示が必要なく、代理人申請もOKで、また本当に区民かどうかの確認もなく、本当にボランティアに行くのかの確認もなく、無料で最大1400円の保険に入れます。制度の趣旨はいいのですが、税金を使う制度としてはあまりにもチェックが甘いのではないのでしょうか。

また今の制度では代理の人による申請も可能なものの、社協の窓口へ平日行く人でなければ申し込みできず、平日仕事をしている方の利便性を考えるなら、オンライン申し込みできる全国社協のボランティア保険も助成対象にするべきです。制度の厳格化と利便性の向上をお願いします。

区は、港区大規模災害被災地の支援等に関する条例に基づき、ボランティア保険の保険料を負担することにより被災地でボランティア活動を行う区民、在勤者、在学者を支援しております。

保険加入の手続きにつきましては、区民等の利便性に配慮した取扱いを行っておりますが、ご提案のWebによる保険は、本人のクレジットカードによる支払いとなり、保険料の補助を受けるためには、別途手続きが必要なことから、対象としておりません。

また、保険加入時には申込票以外の書類を必要としないため、港区社会福祉協議会の窓口で住所等を確認することは困難ですが、制度の厳格化については、現在、港区社会福祉協議会と協議をしております。

今後も、港区社会福祉協議会と連携し、区民などの皆さんが、被災地での支援活動がしやすい環境整備に努めてまいります。

11) 防犯カメラ設置への支援拡充を（継続）

区では地域団体の行う防犯カメラの設置と維持管理に助成をしてくれています。今後東京都からの助成も加わり、助成額の向上が見込まれています。しかし繁華街も多く来街者の多い港区では、警察から度々犯罪捜査にカメラ映像が活用されるなど、防犯カメラは設置者に限定したメリットよりも公益的側面が

大きく、助成額の拡充や申請から設置までの期間の短縮など、費用と利便性において支援の充実をお願いします。

区は、令和2年度から、東京都の補助制度を活用し、町会等の地域団体による防犯カメラの設置費用に対する補助率及び補助上限額を引き上げ、地域団体の負担軽減を図っております。

さらなる補助の拡充については、地域団体による制度の利用実態等を踏まえ、検討してまいります。

また、申請からカメラ設置までの期間短縮については、東京都に意見として要望しておりますが、引き続き協議を継続してまいります。

今後も、地域団体の皆さんが、より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

12) 文化芸術活動に対する助成を

文化芸術事業（演劇、ダンスチーム等）の活動をしている団体は、ようやく区民センター等でも活動が出来る体制が整ってきたと感謝しております。しかし、コロナ渦の中では区民センターでの講演が中止されて、本来のチケットの収入がなくなり赤字の状態となっているのが現状です。今後挽回したい所ですが、赤字を抱えながら活動を増やす事は困難です。

港区では、これまで区内の文化芸術活動の支援を地道に行い、大切に育んできました。今回のコロナの影響でその根が絶たれることのないよう、活動助成金の給付をはじめ、支援をお願いいたします。

また、活動支援の際には、区内に利用できるホールが不足している現状を踏まえ、活動場所を区内に制限する条件を外すなどの措置を講じていただくようお願いいたします。

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、活動機会が減少した文化芸術団体や企業を対象に、事業の企画・制作や動画配信をはじめとした感染症拡大防止対策等に要する経費の補助に取り組んでまいりました。

また、文化芸術団体に対して、アンケートを実施した結果、事業を実施する際の感染症対策への助言や、団体活動の継続への支援について要望がありました。

感染症対策への助言については、令和2年10月末に、区内の文化芸術団体などで構成する港区文化芸術ネットワーク会議において、港区感染症専門アドバイザーを講師として、事業実施時の感染症対策についての講習会を実施しまし

た。

令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内の文化芸術団体等へ活動を継続するための支援事業を実施してまいります。

文化芸術団体の活動継続への支援に当たり、活動助成金の対象となる活動場所については、区民に鑑賞機会を提供する趣旨から区内での実施を基本としておりますが、感染症対策も踏まえ、区外からの動画配信についても対象とすることで、引き続き区民の文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を支える文化芸術団体を支援してまいります。

**13) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団への予算の見直しを
2019年度予算では区委託料は3億923万円、区補助金は5億6610万円となり、全体の収入において区委託料比率が33.8%、区補助金比率が62.0%と、自主財源の確保がほぼできていません。**

また2016年度の決算額と比べ、4年間で補助金が1億6723万円も増加しています。

必要な事業を継続することは大切ですが、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団への補助金について、抜本的な予算の見直しを求めます。

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し、コミュニティの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与するための事業や運営に対して補助金を交付しており、主に平成30(2018)年度から開催しているMINATOシティーフマラソンに伴う人員増と開催経費の発生により補助金額が増加しています。

補助金の抑制について、財団は、寄附金、協賛金、広告料収入等の獲得に取り組むことを第5次中期経営計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込み、自主財源の確保を図ることとしております。

区としても、事業の効率化や自主財源の確保に努めるよう、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団への指導及び助言を強化し、補助金額の抑制に取り組んでまいります。

14) 犯罪被害者支援制度の充実を(継続)

精神的、社会的、経済的に傷ついた犯罪被害者が、再び社会生活を送っていくために必要なサービスは、市区町村にあり、そうした被害者を支援につなげるための「総合窓口」が必要です。犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるための被害回復の支援や賠償金支払いが滞った場合の立て替え給付金の支援など、様々な面できめ細かくサポートできる体制

をきちんと整備するべきです。必要なサービスを自治体が提供しないことは、重大な二次被害となりえます。区の体制を見直して欲しいです。すべての区民が誰でも被害者になりうるので、必要な時に必要な支援がえられる安心感は生活していく上で欠かせない公的インフラです。

区は、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族を支援するため、人権・男女平等参画担当が総合相談窓口を担い、警察や被害者支援都民センター等と連携して対応しております。

また、東京都が令和2年10月から、犯罪被害者等支援事業として新たに開始した、見舞金の給付、無料法律相談及び転居費用の助成についても周知を行っております。

支援の必要な方が、区の相談窓口に通いやすくなるよう、相談窓口のサインの表示、情報誌等への記事掲載、区ホームページなどで周知を行うとともに、区ホームページから関係機関のホームページにリンクを貼り、より詳細な情報を提供するなど、引き続き、関係部署・関係機関との連携に努めてまいります。

15) 消費者相談体制の拡充を

急増する消費者相談（特に高齢者の特殊詐欺被害など）に対応するべく、消費者相談体制をさらに充実すべきです。

また、オンライン決済やQRコード決済の社会的広がりや、支払い手段の多様化に備えるために、義務教育段階だけでなく、社会のあらゆる層に向けての、消費者教育の一層の充実も必要です。

区立消費者センターで実施している消費生活相談の年間相談件数は、平成29年度は2,433件、平成30年度は2,691件、令和元年度は2,785件と年々増加し、相談内容も複雑化・多様化し、対応に時間がかかる案件も増えております。

区では、区民からの消費生活相談により適切に対応ができるよう、相談員の国民生活センター等での研修の受講のほか、消費生活問題に詳しい弁護士をアドバイザーとして依頼し、特に法律的な知見が必要な相談について活用するなど、新しい情報の入手や対応能力の向上に努めております。

また、インターネット等の通信手段を利用した契約や決済手段等に対応していくため、区民に対し様々な消費生活の正しい知識の情報提供や、相談内容の傾向を勘案した講座の開催等を行うことにより消費者被害の防止に努めてまいります。

16) 広報みなとや選挙公報の戸別配布を

いずれも新聞折込がメインとなっていますが、新聞購読世帯が減っており、より多くの人に届けるには戸別配布の方が適しています。戸別配布を行っている自治体も多くあります。港区ではセキュリティの高いマンションに対する課題が挙げられますが、個別に管理組合に依頼し、公益性の高い配布物として全戸配布もしくはマンションの共用部に一定数置かせていただくことで、折込以上に多くの方に届けることが可能になります。シルバー人材センターへ発注することも含め、広報みなとや選挙公報の戸別配布の検討をお願いします。

現在、広報みなとの多くは、新聞折り込みによって事業所を含めた約8万世帯にお届けし、新聞の月ぎめ購読をしていない区民には自宅配送サービスを提供するなど、配布世帯の拡大に努めております。令和2年4月1日に発行した新型コロナウイルス感染症対策臨時号は、注意喚起を広く速やかに徹底して伝えるため、港区シルバー人材センターに業務委託を行い、全戸配布（戸別配布）を実施いたしました。また、11月21日の港区基本計画（素案）特集号について全戸配布したほか、令和3年2月の令和3年度予算特集号についても全戸配布を予定しております。月3回発行している広報みなとの全戸配布については、特集号の全戸配布の効果等を見ながら検討してまいります。

選挙公報の戸別配布については、立候補の届出後に、印刷することから、限られた期間の中で各世帯に確実に配布する必要があります。選挙公報は、投票への関心を引く有効なツールであることから、なるべく早く確実に選挙人に対し配布するとともに、選挙公報の戸別配布について、引き続き検討してまいります。

17) ホームページの利便性向上を（継続）

現在、委託事業者のプロポーザル選考結果のHP上の掲載は一年間だけとなっています。一方、指定管理者の選定結果は指定管理期間終了まで掲載されています。委託事業者に関しても委託終了まで掲載していただくようお願いします。

検索に関しては、一字一句同じでなくとも検索結果が表示されるようにしてほしいです。

区は、受注者をプロポーザルで選考する場合、「港区プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき選考することとしております。

選考結果のホームページへの掲載期間につきましては、令和2年11月にガイドラインを改正し、選考した事業者との契約期間中、掲出することといたしました。

検索する語句の表記のゆれへの対応につきましては、ホームページ維持管理の日々の運用での調整に加え、略称や誤字による検索に対しても、最適と判断された語句による検索結果を表示することができる Google カスタム検索をはじめ、同等の検索エンジンの導入を検討してまいりました。現在、運用しているホームページ管理システムとの整合性を確認しながら、引き続き導入を検討してまいります。

18) 式典で AI を活用し音声テキストを投影する仕組みの導入を（継続）

港区では式典などの際に手話通訳を行っていますが、区が支所の窓口や役所内の議事録作成でも利用している音声のテキスト化するための AI を活用し、式典において講演者の音声テキスト化しスクリーンに投影すべきです。この仕組みであれば、ろうあ者にかぎらず耳が聞こえなくなった高齢者、席が遠く聞こえにくい人など誰にとっても情報を届けることができます。世の中では新しい音声のテキスト化システムが生まれています。まずは実証実験を行い、一刻も早く実現できるよう予算を求めます。

聴覚障害者、知的障害者や発達障害者の方々などにとって、円滑な意思疎通を支援するために、AI を用いて音声を変換する技術の活用は効果が期待できます。

今後、音声を変換してスクリーンなどに投影する技術を、実際の会議等で試行的に活用することで、文字化の精度の向上、誤表示された文字の修正方法などの課題を整理し、導入についての検討を進めてまいります。

19) 区民協働スペースの有効活用を（継続）

平成26年に「港区区民協働ガイドライン」をまとめ、「他の活動主体とつながるきっかけがつかめず、既存の連携を超えた新たな協働ができない状況にあるなど、各活動主体間の協働をコーディネートし、サポートしていく中間支援機能が必要」としています。広報みなとやHPなどで「区民協働スペース」についてわかりやすく周知を図り、利用対象を広げ、協働したい人たちに使いやすい施設にすること。その際、どういうNPOが区内に存在するかなど、情報共有できるサイトなどを構築すべきです。また、インターネットで簡単に区民協働スペースの利用予約ができるシステムを構築すべきです。

区民協働スペースは、協働に向けた打合せ等で利用することを目的としており、令和2年4月現在で、14か所設置しております。利用可能な対象団体を増やしていくとともに、利用ガイドの配布、区ホームページや広報みなと等での

周知を図っております。

また、区ホームページから利用申込書をダウンロードできるなど、利便性の向上にも努めております。現段階では、インターネットによる利用の受付はできませんが、区民協働スペースでもオンライン会議等が快適に行えるなど、今後の新しい生活様式に合った環境整備を行ってまいります。

中間支援機能については、学識経験者や公募区民等と連携しながら、区が行うべき中間支援的な機能について、検討してまいります。

20) 期日前投票所の拡大と共通投票所の導入を（継続）

改正公職選挙法により国政選挙や地方選挙の投票日に、駅や商業施設などに設けた「共通投票所」で投票できるようになりました。導入は自治体の裁量に任されています。利便性の高い場所に投票所を設けることで、啓発効果、投票率向上、利便性向上が期待できると考えますので、都市部の自治体の例を調査研究し、港区でも早急に実現していただきたいです。

公職選挙法の改正により、どこの投票区の有権者でも投票ができる利便性の高い投票所として、共通投票所を設けることができるようになりました。一方、その設置について、他自治体と意見交換をするなど検討を進める中で、全ての投票所に二重投票防止のためのオンラインネットワークを構築することやセキュリティ対策を施すことが必須であり、システムの安定稼働や個人情報保護などが管理執行上課題であると捉えております。

21) 運河、海の水質改善を（継続）

東京 2020 大会だけに限らず、港区は運河と海が生活に直結をしていることから、区は責任を持って水質改善に当たるべきです。水中スクリーンを運河で実証実験するなど新たな実効性のある水質改善のために予算を求めます。

区は、東京都に対し、特別区長会等を通じて、雨水貯留施設や水再生センターにおける高度処理施設等の整備、河川の浚渫工事の促進など、都市河川等の水質改善への取組を促進すること、また、雨天時の下水の越流水を抑制するための施設建設を促進することについて要望してまいりましたが、令和 2 年 8 月に改めて要望いたしました。

東京都は、東京 2020 大会の開催に向け、これまでの取組に加え、お台場周辺海域における水面や砂浜の清掃の強化等、更なる水質改善の対策を検討しております。区は現在、お台場プラージュの開催や定期的な水質調査、環境学習など、お台場の海や運河の水質改善に向けた効果的な手法を検討しております。

区は今後も、「泳げる海、お台場」の実現と芝浦運河の水質改善を目指し、区が情報収集した水質改善の技術や取組等を東京都に情報提供するなど、東京都の取組と連携協力を図るとともに、水質調査の時期や回数を含め、運河の水質改善に向けた効果的な手法を検討し、運河の水質改善を目指してまいります。

3、環境清掃費

1) 「羽田空港新飛行ルート」の撤回を求め、国へ働きかけを

羽田空港新飛行ルートは、令和2年1月30日から令和2年2月12日に試験飛行を、令和2年3月29日から本格飛行を開始しました。新型コロナウイルスの感染拡大及び2020東京大会の開催延期等で、航空機は減便状態が続いているにもかかわらず、運用が継続されています。

実際に飛行してみて、騒音は国の想定を超えていることも明らかになり、また実際に体験したルート下の区民からは、コロナにより家の換気を行うために窓を開けるようになったことも影響し、「耐えがたい騒音」という声が圧倒的です。

国土交通大臣は、新飛行経路の固定化を回避するための方策を早急に検討するための有識者及び専門家による検討会を設置しました。

港区の新飛行経路下の住民がどのような状況に置かれているか、港区でも詳しく調査分析をし、国土交通省に報告していただきたいです。また、新飛行経路の運用が固定化されないよう、撤回を国に求めてください。

区は、令和2年5月25日から1か月間、区独自の騒音測定調査を実施し、その結果に関する詳細な分析を行いました。こうした区独自の騒音測定結果や分析について、国において設置した、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」等で活用し、羽田空港の飛行経路の様々な運用や更なる騒音対策及び安全対策等に積極的に取り組むよう、9月9日に国土交通大臣に対し、要請しております。

今後も区は、区民の安全と生活環境を守る立場で、国に対し、区民の騒音や落下物に対する不安の声を伝えるとともに、更なる騒音対策等や飛行経路の様々な運用を検討するよう、引き続き要請してまいります。

2) 区内の喫煙所を密閉型へ

東京都受動喫煙防止条例の本格施行に伴い、店内での喫煙ができなくなった多くの喫煙者が区内の指定喫煙場所に集まっています。指定喫煙場所の近くを通る方には更なる負担を強いることとなります。

また、最近では、コロナ対策のために家の窓を開けるようになったため、煙が家の中に上がってくるという苦情も増えています。

吸う人と吸わない人との共存を目指すため、区内の指定喫煙場所をすべて密閉型のものに切り替えてください。また、民間事業者の喫煙場所についても、煙が外に漏れ出ない装置を設置するための補助金制度などを創設し、「みなとタバコルール」に解決力を持たせてください。

区はこれまでに、区独自の助成制度や開発事業者への設置要請により、煙の漏れない密閉型の指定喫煙場所を屋内に46か所整備してまいりました。

高橋是清翁記念公園内に設置していた屋外の喫煙場所についても、令和2年8月、密閉型の喫煙場所に再整備し、開設しております。

現在策定中の新たな港区基本計画では、より分煙効果の高い喫煙場所として、屋外密閉型喫煙所・屋内喫煙所の整備を計画事業とし、既存の喫煙場所の改修や、屋内喫煙所設置費助成、定住促進指導要綱に基づく開発に伴う喫煙場所の設置要請などにより、密閉型の指定喫煙場所を増やすことを目指しております。

令和3年度は、屋外密閉型喫煙所及び屋内喫煙所の整備を実施します。

今後も引き続き、たばこの煙が容易に漏れ出ない、より受動喫煙に配慮した喫煙場所となるよう整備を進めてまいります。

3) 障害者就労支援と連携したリサイクル事業の拡大を（継続）

区は不燃ごみや粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブルを、銅線とビニールに仕分ける作業を障害者就労支援施設に委託し、障害者の就労支援と効率的なリサイクルを両立させる取組を進め、実績については年々増加傾向にあります。しかし、障害者の就労はまだ不足しています。事業の更なる強化、拡大をお願い致します。

区は、障害者の就労を支援するため、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団と、受託可能な業務について、定期的に協議を行っております。今年度は、現在のコード類剥離業務に加えて、使用済み携帯電話を分解して基盤を取り出す業務を委託しております。使用済み携帯電話は、事業者へ売却することで区の歳入となりますが、障害者就労施設で分解し、事業者へ引き渡すことで、より高い単価で売却することができます。今後も障害者就労支援施設に委託が可能な業務について、継続的に検討してまいります。

4) ごみの戸別収集の検討を (継続)

区の外郭団体を減らすなどして、浮いた人件費を清掃の戸別収集化のために当ててほしいです。高齢化が進む中、ごみの集団収集はいずれ限界がきます。

区では、より少ない作業人員や清掃車両台数で効率的に収集運搬を行うとともに、清掃車両の排気ガスによる環境負荷を低減させるため、世帯ごとに収集する戸別収集ではなく、複数の世帯が共同で利用する集積所からの収集を原則としております。

一方、近隣に大規模集合住宅が建設されるなど、地域環境の変化等により、集積所の共同使用や維持することが困難な状況が発生した場合は、住民の同意を得た上で、柔軟に各戸収集への切替えも行ってまいります。

今後、地域コミュニティの希薄化等を背景に共同の集積所を維持することが困難な状況が進展していくことが考えられることから、新たな一般廃棄物処理基本計画において、各戸収集への切替えを検討課題として位置付けました。各戸収集に関しては、集積所の管理に係る住民の負担軽減等のメリットがある一方、コスト面での課題やプライバシーに対する懸念もあることから住民の意向把握と合意形成を丁寧に行ってまいります。

5) ポイ捨てによるごみの量の把握と効果検証を (継続)

地域ごとの散乱ごみの傾向、そして各施策の有効性を調査してデータ化することで、既存のごみのポイ捨て防止施策の改善を図ることができます。港区においても既存のアプリや測定システムを活用し、区内のごみの量を測定するべきです。具体的な数値や推移を出すことで、問題の「見える化」につながり、今後の指標も立てやすくなります。また、区などが実施する施策の前後に調査を実施すれば、その効果測定も行うことができます。さらに、地域に暮らす人々にとっては、自主的に清掃活動を行うモチベーションの向上にもつながります。加えて、街の美化活動につながるアイデアソンなどを実施し、行政と区民が一体となって街の美化活動に関するアイデアを考え、実施するのが理想です。

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に「新しい生活様式」が提唱される中、コロナ禍の新方式として、令和2年11月、ごみ拾いSNSを活用した「みなとクリーンアップキャンペーン」を実施いたしました。1か月のキャンペーン期間中、1,263人の方が港区内で清掃活動を行い、76,632個のごみ拾いが投稿され、区内の清掃活動の実態把握や、参加者の拡大につながっております。

令和3年度は、ごみ拾いSNS内に港区版ウェブサイトを構築し、区内の清掃活動実績の推移や、アプリ内で効果的なイベント周知を行うなど、ごみ拾いSNSを効果的に活用し、引き続き、地域の環境美化に取り組んでまいります。

6) 市民農園の整備を

屋上緑化に対する助成を行っている現状から一歩進め、技術的な課題を解消した上で、公共施設やビルの屋上を菜園にする取り組みを行ってほしいです。

屋上に菜園などの緑化施設を設けることは、技術的な課題に加え、屋上へ行き来するため建築物内を不特定多数の人々が通過することなどのセキュリティ上の課題があり、実現が困難な部分がありますが、引き続き、屋上緑化や壁面緑化、生物多様性に配慮した緑化など、緑化計画書制度に基づく緑化指導を進めるとともに、屋上等緑化助成制度などを活用し、屋上菜園の整備についても誘導を図ってまいります。

4、 民生費

1) 地域の力を活用した「港区子ども家庭総合支援センター」に

令和3年4月に開設予定の「港区子ども家庭総合支援センター」に対しては、大変な思いをしている母子に対し、支援させて欲しいという地域の申し出を多々いただいています。

例えば、自殺や病気により親を亡くした子どもたちは、幼少期で自分の気持ち理解できなかつたり、思春期の不安定な時期や、成長過程の中で、さまざまな問題を抱える場合が多いとされています。生活する中で怒りっぽくなり、物や人に八つ当たりしたり、勉強に集中できない、眠れないなどの困難を抱えてしまう子どもたちに寄り添う事は重要であり、グリーフを抱えた子どもたちを救うためにも、区の児童相談所と、グリーフケアの専門員がいるNPO等との連携等、検討をお願い致します。

他にも、ヘアカットのボランティアをしたい、アートや音楽のイベントを提供したい、など様々な声があります。地域の子供達を地域で見守る、という本来の設立の意義が生かされるよう、ぜひ、多くの力を活用して、地域に愛される施設を作り上げて欲しいです。

児童相談所全職員がグリーフの正しい知識を持ち、個々の子どもに必要な支援を行ってまいります。あわせて、グリーフケアに関する活動をしている区内のNPOや、区内在住・在勤の個人がより円滑に活動しやすいよう、ネットワークづくりを行ってまいります。

また、新たな施設では、子ども家庭支援センターが中核となり、子どもたちや子育て親子が様々な体験や活動ができる事業を展開し、地域との連携を進め、地域に開かれた施設、親しまれる施設となるよう積極的に取り組んでまいります。

2) 一時預かりの予約システム導入など、保育現場に一層の ICT 導入を

一時預かりにおいて、区内全域的に共通の予約システムが導入されていれば、利用者にとっては、まずどここの施設が空いているかが瞬時にわかり、そこにネットで24時間予約や、キャンセルができるようになります。病児保育では、速やかに統一した予約システムが導入され、利便性が向上しました。一時預かりについても同様をお願いします。

また、保育園に導入されている「コドモン」を活用し、園と保護者のやり取りがオンラインで可能になるよう改善してください。

区では、令和2年9月から、子育てひろば「あっぴい」に既に登録済みの方が、子育てひろば及び一時預かりの利用予約を行う際に、「みなと母子手帳アプリ」から24時間いつでも空き状況の確認や利用予約ができるシステムを導入いたしました。

今後、利用者が登録から利用の予約までワンストップで手続きが可能となるよう、できるだけ早期に登録手続のオンライン化が実現できるよう検討を進めてまいります。

保育業務支援システムを活用した園と保護者のやり取りのオンライン化については、総務省の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改定される予定であることから、令和3年度は、連絡帳や園の欠席などを保護者と安全にやり取りでき、保護者の利便性を高める保育業務支援システムを、指定管理者制度を導入している区立保育園及び区立認定こども園並びに港区保育室へ導入します。

3) 保育園のお昼寝の廃止を（継続）

保育園の3歳児以上のお昼寝の強制をやめてほしいという陳情を、たくさん受けています。多くの保育園では1~2時間ほどの昼寝が日課に組み込まれ、保育園での昼寝は「当たり前」とされていますが、足立区では2011年4月から区立保育園の年長（5歳児）クラスの昼寝を廃止し、その後、年中クラスでも一斉寝かしつけをやめました。研究によると、元保育園児は昼寝をしなかった元幼稚園児と比べて夜更かし習慣が小学3、4年生まで残り、5、6年生で就寝時刻は差がなくなるが、朝の行き渋りの頻度は元保育園児のほうが高いと言

います。足立区では、夜の寝つきが「とても良い」が2倍以上になり、寝かしつけずに自分で寝る子も増えたという調査結果も出ていて、足立区就学前教育推進担当係長は「小学校の先生から、授業中にうとうとする子が減ったという声も聞きました。保育園の昼寝を見直し、早寝の習慣をつけることは、学校生活へのスムーズな移行にもつながります」と言っています。お昼寝の時間を連絡帳の記入や休憩に充てていたため、廃止にあたっては、足立区では、1日4時間の非常勤職員を新たに配置して対応したそうです。

こうした調査結果が出て、全国的にもこの動きは広がってきているようで、港区は遅れていると言われたりもします。多くの保護者からの要望もあるので、実証実験的にでも導入し、検討を進めてほしいと思います。

現在、港区では各園でのクラス運営の中で判断している状況ですが、未だにこうした要望が続いている現状を踏まえ、ぜひ前向きに検討していただきたいです。

保育園は、多くの園で3歳児以上のクラスのお昼寝を実施しておりますが、園児の様子や保護者からの要望を受け、強制とはならないよう配慮をしております。区立保育園の中には、4歳児や5歳児クラスにおいて、お昼寝をしない園もありますが、児童の状況によりお昼寝が必要な場合には、柔軟に対応をしております。昼寝の取組状況調査を毎年行っており、年度末に各園の状況の集計結果を報告し、各園で昼寝を考える材料にしておりますが、園ごとに検討するだけでなく区立園全体で、お昼寝をしていない園の報告を聞く機会を設ける等、保育園で長時間過ごす園児にとって望ましい過ごし方について検討してまいります。

4) こども園の拡大を

今年度、港区では、区内の各地区にこども園を拡大していくことを発表され、大変ありがたく思っています。

共働き世帯が当たり前となり、乳幼児教育の重要性がますます高まる中で、こども園の拡大は当然の時代のニーズであり、港区でも着実に計画を実施していったいただきたいです。

就学前の教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園は、保護者の就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができるという点から、働き方の多様化が進むこれからの時代において、幼稚園や保育園とは異なるメリットを備えた施設であるため、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつの整備を目指してまいります。

5) 障害児保育の入園基準の見直しを (継続)

医療的ケア児や重度障害児の受け入れができる23区初の保育園が元麻布にオープンしました。しかし、元麻布保育園の医療的ケア児の受け入れが、2歳児からというのが、根拠がよくわかりません。2歳児からの入園では、仕事の継続や経済的な事情といった面ではもちろん意味がないですし、子供の発達を促したい、一人きりで24時間の見守りが母親にとって精神的にきつすぎる、と言う声に応えることもできません。

多くの保護者や専門家の話を聞いても、元麻布保育園の「重度障害児」は0歳児から、「医療的ケア児」は2歳児からの受け入れ、としている点の根拠がよくわからないと言いますし、「重度障害児」と「医療的ケア児」という風に分類するのではなく、それぞれの障害の状況を見て、受け入れを検討するべきで、最初から年齢で制限するべきではないと思います。入園の基準の見直しを強く要望します。

区立元麻布保育園の医療的ケア児の入園可能年齢につきましては、児童の医療的ケアが、日常的な在宅医療として児童の健康維持に必須な「生活支援行為」であることを判断する期間が必要であること、医療的ケアのある0歳児、1歳児は、身体機能が低く、他の児童からインフルエンザ等の感染症に罹患した場合に、保育のリスクが高まることが想定されること、予防接種の終了期間が概ね1歳8か月から2歳であることから、満2歳以上のお子さんとしております。

区立元麻布保育園の医療的ケア児の0歳児からの受け入れにつきましては、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの運営状況の確認や嘱託医との協議等を踏まえ、今後の課題として検討してまいります。

6) 介護保険法内の施設建設に「民設民営」手法は、妥当かどうか再検討すべき (継続)

南麻布のありすの杜の中に、「地域交流スペース」があり、民設民営で、土地の50年の賃貸借契約で建てられていて、契約協定時に「地域に開放する地域交流スペース」として取り決められています。数年前に、委託事業者が、施設内のレストラン運営をしている別事業者に「地域交流スペース」の運営を再委託したことから、多くの区民から、「利用料が桁違いに高くなった」「ものすごく態度が悪くなった」「いつ空いているのかもよくわからない」など苦情を受けられるようになりました。区に対して改善要望をずっと出していますが、「誰も指導できない」というような話ばかりで、一向に何年も改善される気配がありません。契約時には、約束されていた地域のための「地域交流スペース」のあり方

と大きくずれていると思います。いくら区が事業者を指導すると言っても、どこまでそれが担保されるのか。指導に従わない場合、契約解除は現実的に可能な話とは思えませんし、そもそも、指定管理以上に、区の指導権限が届かない「民設民営」の手法で、区民の貴重な財産である高額な港区の土地を50年にも渡って格安で貸し付けなどするべきでないと考えます。一度、きちんと区として手法について検証し直すべきと思います。

ありすの杜「地域交流スペース」については、区と運営事業者で締結した「(仮称)南麻布四丁目高齢者保健福祉施設整備・運営に関する基本協定」に基づき設置しており、これまで地域の声を伝えてまいりました。運営事業者では、施設の経営改善の取組として、地域交流スペースの運営見直しに向け検討を進めております。

なお、介護保険制度に基づく高齢者施設は、整備から運営に至るまで社会福祉法人等の民間事業者の専門的なノウハウや実績を活用し、良質な介護サービスを早期に開始できるよう、区有地を貸し付けて民設民営で整備を進めております。

7) 元気な高齢者への支援の充実を (継続)

介護認定を受けていない比較的元気な高齢者への支援の充実をお願いします。例えば一定以上の年齢になると元気でも夜間だけおむつを使用する人もいます。介護認定を受けていればおむつ支給サービスがあります。では介護認定を取ればいいかというと要介護だと参加できない運動教室もありますし、介護認定を取らずに頑張りたいという高齢者のプライドもあつたりします。介護認定を受けていなくても実情に合わせた支援が受けれたり、介護認定を受けずに元気で頑張っている高齢者が良かったと思えるサービスの充実をお願いします。

区では、高齢者が要介護状態になることなく、いつまでも地域において健康でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しております。

高齢者福祉サービスとしては、介護保険制度の介護サービス以外で、港区独自のサービスとして、在宅サービスを支えるための訪問電話や配食サービス、救急通報システムなどのサービスを提供しております。また、特に介護が必要な方に対しては、紙おむつの給付や寝具乾燥等消毒、福祉キャブなどの事業を実施しております。今後も、生活環境の変化や多様化する高齢者のニーズに対応した在宅生活の支援の充実に向けてまいります。

令和3年度には、スマートフォン・タブレット・パソコンを活用したオンラ

インによる双方向通信により、自宅からでも介護予防事業に参加し、画面を通して指導員から直接指導や健康相談を受けられる環境を新たに整備するなど、フレイル予防を積極的に進め、地域の高齢者がいきいきと地域で暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

8) 障害者介護に従事する方への支援充実を (継続)

介護の仕事に従事する人への支援策として、初任者研修、実務者研修の受講費用や介護福祉士資格の取得を助成していますが、対象は高齢者向け事業所のみです。同じ資格が必要でも障害者自立支援法に基づく介護サービスだけを提供している訪問介護事業所は外されています。障害者介護に従事する方へも高齢者介護と同様に助成をお願いします。

区は、障害福祉サービス事業所の職員を対象として、障害福祉の知識の普及や、たんの吸引等の専門的な介護技術の向上を目的とした研修を実施しております。

さらに、今年度からは、視覚障害者の移動や情報保障を支援する同行援護や、知的障害者や精神障害者等の安全な行動を支援する行動援護のサービスを提供するために必要な研修費用を助成しております。

今後、障害福祉サービスのみを提供している事業所に対しても、質の高いサービスが提供できるよう、介護福祉士等の資格取得に関するニーズなどの実態の把握を行い、資格取得にかかる費用の助成について検討してまいります。

9) 港区として、「認知症フレンドリーシティ」を宣言すべき (継続)

福岡市や町田市などのように、「認知症フレンドリーシティ」と宣言した上で、さらに一步踏み込んだ認知症関連の施策づくりをするべきです。具体的には、街の組織や企業などに向けたガイドラインの作成や、民間と協力した認知症やその家族の方が集まりやすいカフェの設置拡大などが考えられます。

区では、交流の場や認知症専門医などに相談できる場として、みんなとオレンジカフェ等の開催や、認知症について理解や知識をもつ認知症サポーターの養成に、積極的に取り組んでおります。

国が令和元年に策定した「認知症施策推進大綱」において掲げている、認知症があってもなくても自分らしく暮らし続けられる「共生」の考え方を踏まえ、引き続き認知症カフェの開催や認知症サポーターの養成に取り組むとともに、令和3年度には、認知症に理解があり適切な対応・見守りができる区内の店舗や事業所を「認知症サポート店」として認定する事業を新たに開始し、認知症

の人や家族を地域で見守る取組を一層推進するなど、今後も認知症やその家族にやさしい地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

10) 障がい者の就労支援の強化を (継続)

知的障害や精神障害者など、コミュニケーションや働き方への配慮が重要な人達がやりがいを持って働ける環境をつくるためには、雇う側が、時間と努力の積み重ねによって、他の従業員を巻き込んで職場の環境を作っていく事が重要だと考えられます。

障害の特性や度合いを理解し、職場で一緒に働く時の注意点を理解した上で、さらに職場で障害者が長く働き続けられるようにフォローする、専門のジョブコーチの重要性も痛感します。区の障がい者の就労の定着に重要なジョブコーチの設置の増員をお願いいたします。

また、「みなと障害者福祉事業団」の支援強化も引き続き、お願いいたします。

就労支援センターのジョブコーチは現在4人体制で、主に就労時の労働契約に係る支援、職場訪問などの職場定着支援及び家族や職場の同僚との対人関係に関する相談・助言などを行う生活支援を行うことで、障害者が安心して働き続けられるための支援を行っております。支援対象者数や件数を考慮しながら、適正な人員体制について検討してまいります。

また、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団への支援強化については、新たな中期経営計画に基づき、経営基盤の安定化に向け、引き続き職員を派遣するとともに、運営基盤の軸となる清掃事業を受注できるよう調整を進めております。

さらに、令和3年度には分身ロボットの活用や超短時間就労の推進による新たな障害者の就労を支援するとともに、麻布地区における区道の花の植え替えを新たに障害者就労支援事業所に委託するなど、様々な取組により、障害者の就労支援を強化してまいります。

11) ひとり暮らし高齢者の見守り強化を (継続)

高齢者のひとり暮らしの方は、もしもの事があった時、孤独死につながる危険があります。ひとり暮らしでも、安心の備えとして、自治体による支援、サービスは非常に重要であると考えます。区では緊急通報システムの設置等で、取組を強化しています。さらなる、ひとり暮らし高齢者の見守り強化をお願い致します。

区はこれまでも、ひとり暮らし高齢者等を対象に、救急通報システムや訪問電話、配食サービスなどの見守り事業を実施するとともに、区に11名いるふれあい相談員が、介護保険や区のサービスの利用がなく、区とつながりが薄いひとり暮らし高齢者等を積極的に訪問し、生活実態に即した支援につなげております。また、高齢者の地域での見守り体制を強化するため、電気などのライフライン事業者や、日頃から戸別訪問している港区新聞販売同業組合などの事業者と、高齢者の異変を発見した際、速やかに区に通報し、必要な支援につなげる高齢者の見守りに関する協定を締結しております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り体制の充実に努めてまいります。

12) 車椅子の常用ユーザーの住宅確保支援策を (継続)

民間賃貸住居だと入居時の改修と退去時の原状回復に費用がかかり、また、オーナーの理解が得にくい現状があるため、バリアフリー改修の補助制度はほとんど使えない現状があります。区が費用助成と情報提供窓口の整備をすべきです。

また、区営住宅に「車椅子専用住宅」を設置すべきです。

車椅子使用者の方の住宅については、入口の段差や間口の狭さなどの建物の仕様に関する問題や借家の改修工事ができないなどの課題があり、これらを解消するために、各地区総合支所の障害担当のケースワーカーや障害福祉サービスの相談支援事業者が、障害者の住居探しや改修工事について、相談を受け、支援を行っております。

また、住宅改修につきましては、住宅設備改善費の助成を行うとともに、区立障害保健福祉センターの理学療法士等の専門職が、障害状況や生活状況に即した改修工事の内容についてアドバイスを行い、工事施工後も、障害者にとって暮らしやすきの向上等の改善が図られたかを確認しております。

区民向け住宅では、現在、特定公共賃貸住宅シティハイツ港南高齢型住戸の効果検証を進めるとともに、車椅子使用(常用)者を含む障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する方への対象拡大を検討しております。

13) 障害者就労支援と連携したリサイクル事業の拡大と作業所の環境改善を

区は、不燃ごみや粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブルを、銅線とビニールに仕分ける作業を障害者就労支援施設に委託し、障害者の就労支援と効果的なリサイクルを両立させる仕組みを進め、実績を年々増加させています。定着してきた電線剥離事業のさらなる拡大をお願いいたします。

また、現在、電線剥離事業の作業場所はヒューマンプラザの地下1階でみなと工房が作業していますが、以前ごみの集積所だった事もあり、狭くて換気の状態も悪い状況です。人数の拡大もはかりたいと要望もあり、作業所も広くて換気の良い場所へ移動するようお願いいたします。

区は、障害者の就労を支援するため、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団と、受託可能な業務について、定期的に協議を行っております。今年度は、現在のコード類剥離業務に加えて、使用済み携帯電話を分解して基盤を取り出す業務を委託しております。使用済み携帯電話は、事業者売却することで区の歳入となりますが、障害者就労施設で分解し、事業者へ引き渡すことで、より高い単価で売却することができます。今後も障害者就労支援施設に委託が可能な業務について、継続的に検討してまいります。

また、電線剥離事業を開始するに当たり、現在の作業場所については、空調設備が整っていることや駐車場から電線やケーブルを運びやすいことなど、作業に適した場所として選定いたしました。今後、新たな作業場所への移動については、就労継続支援事業所や利用者の方々のご意見を伺いながら、検討してまいります。

14) 障害者就労支援施設の拡大と家賃助成を

精神障害者就労施設のみなど工房は現在20名体制で就労支援を行っております。

しかし、現在46名の就労希望の登録者がおり、本来は作業所の拡大が必要です。

また、障害者就労支援施設の家賃助成をお願いいたします。

施設の拡大については、都心港区で民間の障害者就労支援施設が新たに広いスペースの作業所を確保することは困難な状況です。

家賃助成については、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している区内の障害福祉サービス等事業所に対し、緊急的に家賃助成を実施いたしました。区の施策の公平性の観点から継続した実施は難しいものと考えております。

今後も、事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、区の事業における障害者就労支援事業所への委託化を更に進めるなど障害者就労支援事業所の支援に一層取り組んでまいります。

15) 移動支援の拡充を

女性が働きながら子育てをするのが当たり前の時代となり、それは子供に障害があっても同様です。特に、子供に障害がある場合、子育てに一層のお金がかかることや、母親の自尊心が下がらないようにサポートし、孤独な子育てに陥らないようにしていく意味でも、働き続けることをサポートすることは非常に重要です。

これだけ時代が変わってにもかかわらず、障害児支援の部門では、母親が働き続けることをサポートする意識が全くと言っていいほどなく、ほとんどの保護者が、支援の制度が現実合わないこと、また、窓口の対応がひどいことに傷つけられ、打ちのめされています。早急に意識を変えていただきたいです。特に、母親が仕事を続けながら、子供に「療育」を受けさせる権利を守るために、移動支援の拡充が必要ですが、人員が足りないなどの理由から、必要分を全く供給できていません。学生の力を借りたり、何かしらの工夫をすることで、「移動支援」の拡充を行っていただきたいと要望します。

移動支援については、障害児の状態や保護者の就労状況などを総合的に考慮しながら、支給量などを決定しております。事業所の人材不足などの課題もありますが、引き続き、障害児本人だけでなく家庭状況についても丁寧に聞き取りを行い、障害児や家族に寄り添い、きめ細かく支援してまいります。

5、 衛生費

1) 新型コロナウイルス感染症に関する広報の拡充を

港区独自の感染症対策の専門官を誘致し、感染症対策についての専門的なアドバイスをもらったり、広報したりするなど、区民に対してわかりやすい広報を務めていただき、高く評価しています。引き続き、区民の不安や心配に寄り添いながら、知りたい情報をデータや科学的根拠をもとにした情報発信に務めていっていただきたいです。その点に一層力を入れて、予算を拡充して欲しいです。

令和3年1月から、会計年度任用職員「広報専門支援員」の任用を開始いたしました。

選考を通して、広報、PRに精通し、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、区政情報の効果的な発信に貢献できる人材を採用しております。

今後も、区民等に伝わる広報を目指し、区民に届く広報発信を着実に進めてまいります。

2) 宿泊型産後ケア事業の拡充を

度重なる要望の結果、宿泊型産後ケア事業を4月から開始していただきましたことに感謝いたします。

ですが、実績はまだ少なく認知も広がっていません。

新型コロナウイルスの影響で、母親学級や産後のサロン活動も中止されており、より孤独な子育てを強いられています。多くのお母さんたちに利用されるように周知の拡大に対する予算を要望します。

令和2年12月21日時点で、130名の方が登録し、58名の方が利用しております。

また、利用者が幅広く宿泊施設を選択できるよう、契約施設を事業開始時の4施設から5施設に増やしました。

今年度開始した事業であり、認知度向上のため、区ホームページや広報みなと等で周知を行うとともに、区内の医療機関等にリーフレットを配布し利用を促進しております。さらに、利用者アンケートを行い、利用者の意向を事業に反映できるよう努めてまいります。

3) 地域猫活動の定義の徹底と動物愛護管理職員の設置を (継続)

地域において猫に餌をあげる事に対して、残飯によって汚れる等、住民からの苦情もあり、愛護派と反対派の意見が分かれている所です。地域猫活動の定義が周知されていないため、猫の餌をあげる事、去勢手術等内容を区民が理解する事で、近隣とのトラブルも防げるのではないかと考えます。

今後、猫のイサやりについての誤解がないように、地域猫活動の定義の区民への周知の徹底を宜しくお願い致します。

また、改正愛護法三十七条三では、動物愛護管理職員について、都道府県では義務規定、特別区を含む自治体には設置努力となっており、自治体の職員かつ獣医師である事になっています。専門の職員が必要と要望があがっています。みなと保健所に動物愛護管理職員の設置を要望します。

区では、地域猫活動の考え方について、広報みなとやホームページ、リーフレット等の活用やパネル展示の実施、ボランティアや地域住民を対象に「まちの猫セミナー」を開催するなど啓発を進めるとともに、地域猫活動が行われている地域では、ボランティアとともに地域の住民に直接説明を行うなど、理解が深まるよう取組を進めております。

また、地域猫活動中であることを示す地域猫活動支援バッグや清掃袋を作成し、ボランティアの方へ利用して頂くことや、ツイッターなど新たな情報発信

ツールの活用など、新たな取組も始めております。

今年度は各地区総合支所まちづくり課や区立公園の指定管理者など、動物担当職員以外に地域猫と接する機会のある職員向けの地域猫活動研修会を実施し、区の地域猫活動支援体制を充実いたしました。

今後もボランティアと地域の方々との相互理解がさらに進み、地域猫活動が推進されるよう、周知・啓発・支援を進めてまいります。

改正動物の愛護及び管理に関する法律で規定される動物愛護管理担当職員については、特別区では獣医職の採用区分がないため、ただちに設置することは困難ですが、特別区共通の研究課題として考えていくとともに、東京都との連携を更に深め動物愛護管理行政を推進してまいります。

4) 健康ビッグデータの取得と活用を

横須賀市などでは、市民の健康をビッグデータで把握し、それを予防にあてる取り組みが医療費の削減等にも大きく貢献しています。健診・医療・介護に係る、個人を特定しない客観的なデータに基づく全区的な疾病予防や健康づくり等を推進し、健康寿命の延伸、医療費の抑制等を図るべきです。

区では、区民のがんや生活習慣病等の疾病予防のため、がん検診、特定健診など、様々な健康診査事業を行っており、健診データ等が蓄積されております。

それらのデータを分析し、区民の健康状態の実態把握を行い、課題を明確にすることにより、健康寿命の延伸につながる効果的な健康づくり事業を展開することが可能になると考えております。

横須賀市をはじめとして成果を上げている他自治体の事例について、積極的に調査研究してまいります。

6、産業経済費

1) 区内中小企業の、業態転換や廃業支援も含めたやり直し型の支援策の充実を

窓口相談や、中小企業診断士や税理士や弁護士の専門相談の充実(紹介含め)など、コロナの影響で、事業継続の見込みがたたない個人事業者や、債務負担に喘ぐ中小企業に対し、早期の廃業や事業縮小や清算も促し、破産の手前で対処出来るよう、やり直しのための相談体制を整えて欲しいです。

例えば、納税猶予や社保の減免などの案内も行いながら、各種専門家団体と連携する事で、ワンストップ型の経営相談が可能だと思われれます。

中小企業が抱える様々な経営課題に対し、的確な分析やアドバイスを行うため、中小企業診断士や社会保険労務士など課題やニーズに応じた専門家による相談窓口を設置し、経営相談体制の充実を図っております。

後継者が全くいない、M&Aが成立する規模ではないなど、様々な要因で事業を辞めなければならないといった事情に対しては、丁寧な聞き取りを行った上で、専門家である弁護士等につなげております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自己破産などの法的整理の要件に該当することとなった個人・個人事業主の債務整理については国が実施する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則に基づいた適切な支援が受けられるよう経営相談に努めてまいります。今後も関係団体と連携し、区内中小企業の経営改善や発展を支援するとともに、相談窓口のワンストップ化を図ってまいります。

2) 港区版「起業ファンド」の創設を（継続）

区内の起業を支援するための、起業ファンドを創設することを要望します。そのための、調査研究費用を予算化していただくよう要望します。

ファンドを活用するに当たっては、投資へのリスクを含め、多くの課題があると認識しております。

今後も引き続き、企業巡回や商工相談を通じてファンドに対するニーズや民間ファンドの実態を調査、研究してまいります。

3) スタートアップ拠点の整備を

各地でスタートアップの拠点を整備する動きが活発化しており、港区から隣の渋谷区に事業者が流れるケースも増えています。渋谷区や福岡市等にならない、総合的な支援策やビジョンを早急に発表し、国際都市を核としたスタートアップエコシステムをつくるべきです。

区は、令和2年1月の「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」発足時から会員として参画し、情報収集に努めております。昨年6月にコンソーシアム内に設置された「ポストコロナワーキンググループ」にも加わっており、7月のリモート会議にも参加し、情報収集に努めております。

令和4年4月1日に開設される港区立産業振興センターを拠点とした区独自のスタートアップエコシステムにつながるよう指定管理候補者等と検討を進めてまいります。

7、土木費

1) バリアフリーなまちづくりを（継続）

歩道と車道の段差を、国道や他区で採用されている緩やかなスロープにすることを検討し、高齢者、障がい者、ベビーカーユーザーなど誰にとっても歩行しやすいバリアフリーなまちづくりをしてほしいです。また、私たちの会派が長年要望している「ちばレポ」のような（最近ではラインを活用したシステムも開発されています）、ICTを活用した参加型の情報提供、問題解決システムを導入することで、バリアフリーは一層進み、誰もが住みやすいまちづくりを進めていけると考えます。

区が採用している2センチメートルの歩道と車道の段差をスロープ状にした形状は、平成26年10月に、区、障害者団体、福祉団体などと合同で実施した「港区まち歩き」において、白杖使用者、車椅子使用者、ベビーカー利用者と国道タイプ及び都道タイプと比較し、検証した結果、好評を得た形状となっております。

今後、新たな技術により、より良い形状が開発された場合、区としても情報収集に努め、誰もが安全で円滑に移動ができるよう、導入の可能性を検討してまいります。

2) Park-PFI 導入を（継続）

2017年の都市公園法改正において、Park-PFIという飲食店、売店等を設置し、その収益を活用し、公園内の園路、広場等の整備・改修等を行う事業者を公募により選定する制度が新設されました。行政側には民間資金を公園整備に活用できるほか、民間のアイデアでにぎわい創出にもつなげられるメリットがある一方、事業者側にも公園利用者を独占できるなどの利点があります。このPark-PFIの導入を前向きに検討するとともに、導入に向けて、まずは民間事業者との対話を通じて市場価値やアイデアなどを把握する、サウンディング調査を実施していただきたいです。

現在、区立公園の管理は、維持管理協定を締結済の事業者管理を除き、原則、指定管理者が行っており、公園等の維持管理や利用者へのサービス提供等の運営管理を実施することで、にぎわい創出を図っております。

Park-PFIについては、メリット・デメリットについて、新宿区や豊島区における事例などにより調査、研究を進めております。

3) ベンチのあるまちづくりの推進を（継続）

公共のものだけでなく民間敷地内のベンチも含め、街なかにちょっと腰掛けられるベンチ等をまんべんなく配置していただきたいです。まずは、今現在の腰掛けられる場所を地図に落としいただき、空白地域を埋めていただきたいです。民間の協力も得ながら計画的に進めていってください。

区では、安全で快適な歩行空間の確保に向け、坂道の周辺やまちなかにおいて、十分な歩道幅員が確保され、沿道の皆さまのご理解がいただける場所から、順次、ベンチの設置を進めており、これまでに9か所で設置を行っています。また、民間施設においても、建替え等の機会を捉え、敷地内にベンチを設置していただけるよう、協力を求めてまいります。

4) ブロック塀等除却・設置工事支援事業の拡充を（継続）

ブロック塀の所有者が誰であれ、地震などが起きた際に実際に被害を被るのはそこに住む住人です。区は、区も危険を認識している場所に対しては、広く法人に工事を実行する努力をしてもらうべく、ブロック塀等除却・設置工事支援事業の対象を宗教法人等にも拡大し、さらに補助額の拡充をするべきだと考えます。

ブロック塀等除却・設置工事支援事業は、自身が所有するブロック塀を改修したいが費用が課題となり実施できないといった問題を解消するため、資金力の小さい個人やマンション管理組合、中小企業を対象に助成する事業です。

これまでの事例では、ブロック塀の解体費用は最大で約25万円程度であるのに対して、がけ・擁壁の改修工事費用は5千万円を超える場合もあり、所有者の負担が非常に大きくなるという課題がありました。こうしたことから、がけ・擁壁改修工事等支援事業は、昨年度、東京都が土砂災害警戒区域を追加指定したことを契機に、今年度から対象者や助成額を拡充したものです。

現在のブロック塀とがけ・擁壁に関する制度には、助成の対象者等に差がありますが、区民の安全安心を確保する目的は同じであるため、ご指摘の件につきましては、窓口相談等を通じて需要を確認するほか、工事に掛かる費用の実態や他自治体の状況などを踏まえ、必要性を検討してまいります。

5) ちいばすの新ルート整備を（継続）

高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長してほしいという高齢利用者を中心とする利用者ニーズの調査とルート整備をお願いします。

浅草線三田駅前から赤羽橋までルートを延長すると、利用者の多い三田四丁目や高輪方面に到着時間が延伸し遅延することで、速達性が低下し利用者の減少が見込まれ、運行経費の増大につながることから、利用者の需用や事業の採算性、ちいばす全体の収支率への影響を勘案する必要があります。高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長することについては、ニーズや課題を抽出し、需要と採算性のバランスに配慮しながら、可能性について検討してまいります。

6) 3人目以降の子どものコミュニティバス無料化（継続）

現在は都バスなどにならない、子ども料金は2人目までは無料、3人目以降は乗車料金がかかります。しかし、それは多子世帯への負担を重くしていることで、区の子育て施策とは反します。まずはバス運航事業者へ打診を行い、事業者での負担が難しいようであれば区が負担するべきです。事業者へ打診をすること、また区が負担することも含め必要な予算を求めます。

お台場レインボーバスは令和元年10月から、未就学児以上の乗客に同伴する未就学児3人まで無料に拡大いたしました。

ちいばすについては、今後も事業者との交渉を続けてまいります。

多子世帯のコミュニティバス無料化については、利用の実態や将来の財政負担等について調査・研究してまいります。

7) 特公賃住宅の早急な政策転換を（継続）

大阪市では車椅子住宅が整備されているとのこと。都営住宅でも、よく設計を利用者目線で考えられた車椅子住宅が整備されているとのこと。港区にはありません。

港区でも、住宅を車椅子用に転用を広げるべきだと思います。

特公賃シティハイツ港南の高齢型転用を進めてきていますが、今後は高齢型を検証した上で、住宅弱者である障害者や子育て世代などへの対象拡大も検討すると答弁いただいています。障害者向け住宅の中でも、特に独自の設計や配慮を必要とする車椅子住宅についても、できるだけ早く検討を進めていただきたいと思います。

既存の区民向け住宅を改修し、車椅子用住戸へ転用するには、住戸内の専有部だけでなく、建物の共用部や避難経路におけるバリアフリーの確保など、改修工事に向けて、ハード面における数多くの工夫や配慮が必要となります。

なお、区民向け住宅については、転用した特定公共賃貸住宅シティハイツ港南高齢型住戸の効果検証を進めるとともに、車椅子使用（常用）者を含む障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する方への対象拡大を検討してまいります。

8) 電柱地中化の一層の促進を（継続）

電柱の地中化については、民間の力を最大限活用し、一層の促進をお願いしたいです。

区は、これまで民間開発事業等の機会を捉え、電線類地中化の整備を誘導してまいりました。

現在、総合設計制度など都市開発諸制度を活用する民間開発においては、開発区域内の道路の地中化が義務化されたことにより、開発区域内にあわせ区域周辺の区道についても地中化の整備拡大を図れるよう民間事業者と協議を行っており、今後も、区、事業者との連携により電線類の地中化を推進してまいります。

9) 赤羽橋駅前の駐輪場整備を（継続）

赤羽橋駅前の駐輪場整備を一刻も早くお願いします。駐輪場がないため、歩道は違法駐輪車で埋め尽くされ、郵便ポストの前も自転車ですらでいっぱい、通行の妨げになっています。近隣商店街からは、もう何年にもわたって改善を求める声が上がっています。

赤羽橋駅前周辺において、駐輪場用地の確保に向け、首都高速道路株式会社や国道・都道管理者、東京都交通局に対し用地の借用について協議を行ってまいりましたが、候補地を見つけ出すことができないため、現時点では困難な状況です。

今後も、これらの関係機関に協力を求めるとともに、様々な検討を実施し、赤羽橋駅前周辺の放置自転車の解消に向け取り組んでまいります。

10) 古川の観光資源化を（継続）

古川を浄化して、船で通れるようにしたり、遊水できるような観光資源化を目指して欲しいです。

これまで区は、古川沿いの白金公園や新広尾公園で水面に近いテラスの整備や河川清掃、さらには川底を整地することによる水質改善など、ハード・ソフトの両面から古川環境改善に取り組んでまいりました。今後は、令和2年度と令和3年度の2か年で、一の橋から将監橋の区間において川底の凸凹を整地する河床整正を行う予定です。

また、清流復活事業の一つとして、東京都下水道局の高度処理水を放流することによる水量確保に努めております。

さらに、開発事業等の機会を捉え、古川に沿って公園や水辺の散歩道などの整備を推進し、区の花である「アジサイ」を連続して植えつけるなど、水辺空間の一層の充実を図っていくとともに、観光情報媒体や観光ボランティアガイドと連携し、古川の魅力を積極的に紹介してまいります。

今後もハード・ソフトの両面から古川の魅力を生かした、にぎわいの場の創出に取り組んでまいります。

11) 全区立公園に防犯カメラの設置を

街なかには防犯カメラの設置が進み、区でも助成金を出して設置を促進していますが、足元の区立公園が見過ごされているように思います。昨年区立公園で起きた未解決事件もカメラがあれば早期解決に結び付いたのではと思いますし、カメラがあることで犯罪や路上喫煙などの迷惑行為の抑止につながると思っています。すべての区立公園に防犯カメラの設置をお願いします。

公園や児童遊園への防犯カメラの設置につきましては、公園利用者や近隣住民のプライバシーへの配慮が必要なことなどから、「地域の皆さんから設置要望があること」や「公園等に隣接する住民の理解が得られること」、「防犯上の課題があること」など、防犯カメラの設置に関する基準を設けております。

現在は、これらの基準を満たした公園等から順次防犯カメラを設置しております。

今後、地域の安全・安心を確保するため、地域の皆さんからの要望や周辺の防犯カメラの設置状況等を加味しながら、公園内の防犯カメラ設置に向け、引き続き、取り組んでまいります。

8、教育費

1) オンライン授業の拡充を

新型コロナウイルスの拡大により、学校が臨時休校となるなど、学校現場に大きな混乱が起きました。この時のことを教訓に、今後、同様のことが起きても教育を継続できるように、オンライン授業の拡充をお願いいたします。

港区では一人一台のタブレット端末配布を前倒しするなど、様々な取り組みを早急に行ってくださいますが、この点に関しての予算は、高額になったとしても最新鋭の最高のものを導入するべきです。学校ごとのオンラインシステムも、速度が遅いなどの問題があると致命的になるので、安易に予算削減を行うべきではありません。

子供達よりも、むしろ、先生や保護者たちが使いこなせるよう、研修や周知の費用も予算化してください。

また、いじめや入院など様々な理由から不登校になる児童生徒が、学校が再開しても、オンライン授業を受け続けられるように配慮していただきたいです。

国のGIGAスクール構想の前倒しを受け、令和2年10月までに全ての区立小・中学校の児童・生徒へ、タブレット端末を配備いたしました。また、インターネットのネットワーク網の切替えにより、各学校のインターネット速度も改善しております。現在、この端末で学習者用コンテンツやMicrosoft社のTeamsを活用してオンライン学習の充実を図っております。端末活用の促進に向けた教員研修は、令和2年9月から月2回程度、実施しており、研修を受講した教員が、所属校で受講内容を伝達しています。保護者向けの講演会についても、令和2年12月に開催しており、引き続き、保護者のリテラシーも向上させてまいります。さらに、端末を活用してオンラインで不登校児童・生徒とつながることで、個別に不登校児童・生徒へのオンライン授業を実施するなどの取組も積極的に推進してまいります。

2) 保健所と連携した学校でのコロナ対策を

学校現場でも、児童や教師に新型コロナウイルスの感染者がでて、臨時休校になるなど、コロナ対策が必要になっています。どうした対策をすれば良いか、また、コロナに感染した人が差別を受けないような教育指導をどのようにすれば良いか、など、保健所の専門官と連携して、広報映像を作るなど、積極的な連携を図って欲しいです。

専門家による科学的な根拠などがあれば、保護者間の噂やトラブルなども鎮静化できるものと考えます。

教育委員会では、これまでみなと保健所と連携し、感染症専門アドバイザーの指導のもと各学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じてまいりました。

さらに、教育委員会では、令和2年10月に、子どもたちが身近な感染症の課題に目を向けて学ぶことができるようにするために、区内大学病院である慈恵

会医科大学と連携し、感染症予防動画を作成しました。11月には本動画を小・中学校の保護者も閲覧することができるMINATO×TEACHERS CHANNELS内に公開し、各学校に対して、児童・生徒への指導で活用するよう周知しております。具体的には、各小学校第6学年の体育科「病気の予防」の学習や、各中学校第3学年の保健体育科「疾病の予防」で本動画を活用した学習を展開しております。また、様々な学年で、感染症拡大防止を図るための共同生活のルールやマナーについて学ぶ際に、本動画を活用しております。

今後も関係諸機関との連携を深め、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症について正しい理解が図ることができるよう、教育活動を進めてまいります。

3) 学校プール開放の利用者を在住在勤者以外にも拡大を

区内7つの小中学校のプールを在住・在勤者に開放していただいておりますが、利用率が非常に低いです。在住・在勤者以外も利用できるようにすることで、区民が区外の知人と一緒に利用できるようになります。また資源の有効活用や増収にもつながると思います。

学校プール開放事業では、ワンポイント水泳指導や、高齢者でも可能な水中ウォーキング教室など、魅力ある水泳教室を実施しております。まずは、こうした事業内容を、SNS等を活用し、より広く周知することで、在住・在勤者のプール利用拡大につなげてまいります。

また、利用状況を踏まえ、在住・在勤者以外の動向を注視し、使用できるものの範囲について検討してまいります。

4) 御田小学校の早急な改築、建て直しを

御田小学校の老朽化が深刻です。大規模災害時、感染症対策により換気や距離をとる等の対策をとりながら避難所として運営する施設としては色々と不適切な部分があります。生徒数の更なる増加も見込まれる中、校舎の早急な改築、建て直しをお願いします。

御田小学校は今後の児童数の増加と設備の老朽化に対応するため、現敷地での改築を決定いたしました。今後は令和3年度に基本構想・基本計画、令和4年度に基本設計、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から令和8年度にかけて改築工事を行う予定です。災害時には、避難所にもなることから、防災機能を適正に発揮できるよう、計画してまいります。

5) 芝浦小学校など学校の火災報知器の点検と取り替えを (継続)

過去3年間で10件の火災報知器な誤報が起きています。また芝浦小学校においては、2019年の半年間で4件も発生しています。火災報知器そのものに不備がないか、また必要があれば必要な箇所全てを取り替えるべきです。調査にかかる費用、取り替えに掛かる費用の予算を求めます。

芝浦小学校の火災報知器の誤報への対応として、誤作動を起こした感知器を速やかに交換するとともに、その後に感知器のメーカーによる原因や設置状況等についての調査を行いました。火災報知機の誤報は複数の要因が重なり発生することが多いため、正確な原因の特定は困難であるとの結果でした。

芝浦小学校では、誤報が発生した場合には感知器の交換や設定変更等の対応を都度行ってまいりましたが、短期間に複数の誤報が連続して発生したことから、令和元年度に全ての熱感知器の交換を実施し、令和2年度に全ての煙感知器を交換いたします。また、誤報が発生した他の学校においても、速やかに適切な対応を行ってまいります。

6) 天才教育の対象、分野の拡大を (継続)

芝浦工大で実施された「プログラミング教育」は素晴らしかったです。今後も続けて欲しいです。また、対象を中学生や、特別支援学級の児童生徒へ拡大して欲しいです。

また、プログラミングだけでなく、アートやスポーツなどにも分野を広げて欲しいと思います。

昨年度、芝浦工業大学の協力のもと実施したプログラミング学習教室は、今年度からみなと科学館において実施しております。また、東京大学先端科学技術研究センターと協定を結び、個性の伸長を図るとともに、知的好奇心を揺さぶり、学ぶことを楽しみながら追究できる力を養うことを目指した学習プログラムを実施しております。学習プログラムは、港区の地域教材等を活用し、港区ならではの内容を取り扱う中で、科学、工学、物理学など様々な学びにつながるように構成されております。今後も様々な分野の学びにつながる学習プログラムを計画してまいります。

7) 学校給食の「食物アレルギー対策マニュアル」の改善を (継続)

食物アレルギーを持つ子供が増えています。港区でも「区立幼稚園、小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成されましたが、こうしたマニュアルを作っていることを区内外にきちんと示すためにも、HPなどで周知、

公開すべきと考えます。

また、食物アレルギー除去食ではなく代替食を求める声や、食べられずにお弁当になった日の分の給食費の返金を求める声もあります。実際に、町田市など実施している自治体もあります。これから、アレルギーを持つ子供がますます増えていくであろうことや、そうしたニーズにもきちんと応えていくべきと考えます。また、せめて返金については、給食費の公会計化と合わせて、きちんと行うべきと考えます。

そして、将来的には、給食費の無償化を検討すべきと考えます。

教育委員会では、平成31年1月に作成した「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を令和2年6月に改訂し、区ホームページに公開し、保護者に周知しております。

代替食を提供する場合、安全性の確保の観点から、代替食を調理するためのスペースや設備、人員が必要となるため、学校給食における食物アレルギー対応は、国の指針に基づき原因物質をすべて取り除く完全除去対応の除去食提供という方法をとっております。低学年児童が、自分がアレルギーということを自覚せず、誤って類似の通常食のおかわりをする恐れもあることから、今後も、除去食の提供により、学校給食の安全性を最優先とした対応を進めてまいります。

また、給食費の返金に関しては、一定の要件を満たす場合は返金を行う旨を取り決めておりますが、返金に関する要件については、今後の公会計化の検討の中で、改めて検討してまいります。

なお、学校給食の無償化については、学校給食の食材費は、学校給食法に基づき保護者の負担と定められていることから、保護者負担軽減の促進のため、国の責任において学校給食の無償化を実施するよう、国へ要望してまいります。

8)「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」と小学校の連携を (継続)

今年の夏、港区・竹芝に「ダイアログインザダーク」など3つの、障害者にアテンドしてもらい障害の世界を体験する施設がオープンしました。港区の小学校でもぜひ連携していただき、多くの子供達に体験してほしいと思います。

幼児・児童・生徒が、障害者や高齢者と出会い、様々な困難さについて直接体験していくことは子どもたちにとって重要な学びであると認識しております。

令和元年10月に御成門小学校で開催した副校長研修会では、視覚障害者のアテンドに導かれて真っ暗な世界を体験する「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」や聴覚障害者のアテンドに導かれて音のない世界を体験する「ダイアログ・イ

ン・サイレンス」を、区立幼稚園、小・中学校の副園長、副校長が体験しました。

令和2年度は、小学生向けプログラムの検討や、コロナ禍における密とならない実施の在り方等について検討を重ね、11月に御成門小学校4年生児童を対象に「ダイアログ・イン・サイレンス」を実施いたしました。

来年度以降も、こうした体験を区内の多くの子どもたちが体験できるよう、検討してまいります。

9) スクールローヤー制度の導入を (継続)

港区では学校に弁護士がついていますが、子供の側にはついていません。SNSトラブルやいじめ、暴力、性被害、虐待など、子供が巻き込まれる事件は様々で、弁護士相談が必要なケースもあります。また、深刻になる前に予防する知識が、本人だけでなく、保護者や学校関係者にも必要だと考えます。これまでも、ずっと要望してきていますが、弁護士によるそうした普及啓蒙、相談支援にアクセスできる環境整備をお願いします。

教育委員会が実施している学校法律相談は、区立幼稚園、小・中学校における法律問題について、園長・校長が専門知識を有する弁護士に直接相談できる制度で、問題が発生した際の対応について、弁護士を講師とした園長・校長対象の研修会も行っております。

この制度は、児童・生徒や保護者が直接弁護士に相談できる制度ではありませんが、いじめ等の子どもに直接関わる問題については、児童・生徒や保護者からの相談を教育センターや子ども家庭支援センターで受け付けております。

いじめ等の子どもに直接関わる問題の未然防止や早期対応に向けては、教員・保護者向けに隔年で「いじめ防止に関する講演会」を実施するとともに、児童・生徒へは月1回の生活に関するアンケートを実施することで、教員に悩みを相談しやすい環境を整えております。

子ども家庭支援センターでは、子ども自身が相談しやすいように、スマートフォンや携帯電話、パソコンを使って相談できる「みなと子ども相談ねっと」を開設しております。さらに、令和2年9月から、子どもだけでなく保護者向けの相談ネットシステム「おとなの子育て相談ねっと」を開始いたしました。

また、各弁護士会においても、子どもに関するさまざまな問題等について、子ども本人又は保護者等から相談を受け付ける窓口を開設しております。相談先の周知については、港区子育てハンドブックや子ども向け啓発リーフレットに、相談先の一つとして東京弁護士会子どもの人権110番を掲載し、今後も、子どもや保護者に広く周知してまいります。

10) 防犯ブザーの改善を（継続）

古くて壊れやすく10年以上変更のない区立小学校の防犯ブザーを、GPS付きの最新型の物へ変更して欲しいです。学童クラブの児童にのみ、入退室が保護者に通知されるGPSが配布されましたが、犯罪に巻き込まれる可能性があるのは学童クラブの児童に限らないことは、日々の港区の「安全安心めーる」で通知される不審者情報などからもわかることです。また、いじめや虐待の相談など、子供がメール相談できるシステム「みなと子ども相談ネット」がありますが、インターネットを親にわからないように使えるようになる前の年齢の子どものためのSOSが届きません。防犯ブザーを押すだけでいい、しゃべるだけでいいSOSシステムを付与するなど改善の余地があります。

区では、通学路等における子どもへの安全対策のために、新入学児童及び希望する児童・生徒に携帯防犯ブザーを配付しております。また、希望する私立小学校等の児童・生徒に対し、学務課又は各児童館等を通じて配布しております。そのほか、学校及び幼稚園から保護者へ、緊急情報伝達の手段として、緊急メールを配信しております。

今後とも、児童・生徒の安全・安心を確保するため、GPS付きの最新型の防犯ブザーをはじめとした効果的な対策について、PTAや学校関係者等と意見交換を行ってまいります。

また、いじめや虐待等に関する相談については、「みなと子ども相談ネット」のほか、子ども自身が電話や子ども家庭支援センター等の相談窓口でも相談ができることを記載した子ども向け啓発リーフレットを、区立小・中学校を通じて配布しているほか、みなと区民まつり等での配布により周知しております。今後も子ども達に、身近な大人へSOSを出せる方法を様々な機会を捉えて周知してまいります。

11) 国際バカロレア校、中高一貫校の導入を（継続）

本当にグローバルな人材を輩出していかなければならない港区で、国際バカロレア校は必要です。国際バカロレア認定のインターナショナルスクールと協力するなどして、区民枠も作るなどしてスタートさせて欲しいです。硬直した日本の教育制度を変えるためにも必要と考えます。

また、子供の成長、教育環境、周囲の私立学校との兼ね合いを考えても、必要なのは小中一貫校ではなく、中高一貫校であり、ニーズもそこにあります。東京都と連携して、公立の中高一貫校の創設をお願いします。

また、コロナ禍で、海外への学生派遣事業などは当面、中止せざるをえない

状況です。子供達の国際感覚を育むためにも、代替となる事業を検討してください。

現在、区内の一部のインターナショナルスクールが国際バカロレア認定校となっておりますが、これらは学校教育法第一条に規定される学校としての要件を満たさず、就学義務履行の対象となりません。そのため、区民枠を設けるなどの取組は考えておりませんが、区では、国際社会に対応する教育を推進するため、文部科学省の特例認可を受け、小学校1年生から英語を用いた国際理解教育を展開しています。この取組は、国際バカロレアの理念である多様な文化の理解と尊重を通じて、平和でより良い世界の実現のために貢献する人材を育成することと同様の目的を持つものと捉えております。

以上のことから、現時点において、区立学校への国際バカロレアの導入は考えておりませんが、国際化に対応した教育の一層の充実に向け、今後も取り組んでまいります。

中高一貫校の創設については、既に設置している区が課題として挙げる、教員の確保が難しいことや、区立中学校と比較して人件費や維持管理費等の負担が大きいことなどから、引き続き研究課題としてまいります。

海外派遣事業については、今年度は国内イングリッシュキャンプを行う予定です。沖縄県へ3泊4日の日程で、小・中学校の代表者を派遣し、海外からの留学生とともに生活をします。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、プログラムの充実に向けてまいります。